園内での撮影についてのお願い

公園内での撮影・ロケーションについては、事前に許可が必要になります。 以下の点にご留意頂き、撮影の許可申請を行ってください。 なお、花・樹木等のスナップ撮影や記念撮影等については、申請の必要はございません。

1. 撮影時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/31から1/1まで)及び管理センター休館日(月曜日)を除いた毎日。 ※月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日となります。原則9:00より17:00までとなります。

2. 撮影までの手続き

- ① 原則として<mark>撮影予定日の10日前まで</mark>に「撮影企画書(事前調査表)」を、管理センターへ提出して下さい。(メール可)
- ※撮影企画書は申込や予約ではありません。有事及び緊急訓練、催事などの際は撮影利用ができない場合もあります。
- ② 撮影の内容・ロケの動態等を勘案して、ご希望箇所・曜日・時間帯等を調整し連絡をさせていただきます。 (追加資料として、台本・コンテ等のご提出をお願いする場合あります。)
- ③ 当日は撮影開始30分ほど前までに管理センターへおこしください。 「占用許可申請書」にご記入の上、占用料の支払いをお願いします。責任者へ占用許可証と腕章をお渡しします。 (占用料は現金でお釣りのないよう、ご協力お願いいたします)

3. 撮影料金(占用料/令和7年4月1日改定)

①写真撮影:録音等

30㎡以下の使用の場合100円/時間30㎡を超えて100㎡以下の使用の場合500円/時間100㎡を超えて使用する場合1,000円/時間

②映画・テレビ・ビデオ撮影

7,800円/時間 1,500㎡以下の使用の場合 7,800円/時間 1,500㎡を超えて3,000㎡以下の使用の場合 15,600円/時間 3,000㎡を超えて使用する場合 23,500円/時間

4. 許可条件

公園は一般利用者が優先で、撮影は目的外使用となります。撮影を希望される方は下記の内容をお読みの上、 お申込み下さい。

下記条件及び公園内に提示されている禁止事項に違反している場合、苦情があった場合、企画書内容と異なる撮影が行われた場合は許可を取り消し、撮影を中止していただきます。その場合、占用料の返還はいたしません。

- ①撮影許可時間は厳守すること。準備・後方付けの時間も含みます。
- ②公園内の施設及び樹木等を損傷しないこと。
- ③公園への車両の乗り入れは原則禁止です。搬入等がある場合はご相談下さい。
- ④暴力シーンや武器(刃物、拳銃)等、爆竹等を使用する撮影及び他人の誤解を招くような内容の撮影はしないこと。
- ⑤来園者の通行・利用の支障とならないよう撮影すること。特に園路での撮影の際は、通行人に十分配慮し、必要に応じて警備員の配置等の措置をとること。(セット組、大道具、クレーン、レール等の使用はご相談下さい)
- ⑥ノーリードの犬を使ったシーンの撮影をしないこと。(動物を伴っての撮影はご相談下さい)
- ⑦公園施設の電気や水は使用できません。
- ⑧景観を著しく変えるような撮影をしないこと。
- ⑨その他一般来園者の迷惑となる撮影をしないこと。(大音量や臭気を伴う撮影、危険行為など)
- ⑩許可書は携帯し、撮影責任者は必ず腕章を着用すること。
- ⑪撮影行為に起因する事故、損害については、撮影者側で一切の責任を負うこと。

東京臨海広域防災公園管理センター 指定管理者:公益財団法人 東京都公園協会 〒135-0063 東京都江東区有明3-8-35 Tel.03-3529-2180 Fax.03-3529-2188 e-mail:tokyorinkai@tokyo-park.or.jp